



住まいとくらし

くらし

ごみ・リサイクル

ごみの収集

ごみの種類	主な分別のポイント	
	【出す際のお願い】	
燃やすごみ	燃やすごみは必ず指定袋に入れてください 木の枝は長さ50cm、太さ10cm以下に切り、ひもで束ねて一度に2~3束ずつ出す 木の葉・草は透明か半透明の袋 多量の場合は収集できません。数回に分けて出すか、直接クリーンセンターに持ち込み(有料)	
ペットボトル	【対象物】 PET表示があるもの ジュース類、しょう油、酒、めんつゆなど	【対象外】 洗剤、シャンプー容器、ラベル、キャップなど ⇒ 「 その他プラ 」へ ソース、食用油容器など ⇒ 「 燃やすごみ 」へ
その他プラスチック製容器包装	【対象物】 プラ表示があり、きれいな状態のものに限る ビニール包装、プラスチック容器、発泡スチロール、色付きトレイ ※白色トレイはコミュニティセンターやスーパー等にも回収BOX有り	【対象外】 油が付いていたり、汚れているもの ⇒ 「 燃やすごみ 」へ シャンプー容器等のポンプ部分 ⇒ 「 燃やさないごみ 」へ
燃やさないごみ	【対象物】 家電製品は、特定家電以外の小型のものに限り、コードは必ず切る カミソリ、針、割れたガラスなど細かなごみは、菓子缶などに入れて出す 出せるサイズは幅50×高さ30×奥行30までの大きさのみ	【対象外】 家具(タンス類、たな等)、自転車など ⇒ 「 粗大ごみ 」へ(有料) 指定有料袋に入らない布団等の寝具類
新聞紙・本・雑誌類・ダンボール	【対象物】 ヒモで縛ってあり、きれいな状態のものに限る ビニール袋や紙袋を使用しない	【対象外】 汚れているもの ⇒ 「 燃やすごみ 」へ
牛乳パック	【対象物】 内部が白色のものに限る。内部をゆすぎ、切り開いて乾かす	【対象外】 内部がアルミ箔や茶色のもの ⇒ 「 燃やすごみ 」へ
その他紙製容器包装・雑古紙	【対象物】 紙表示があり、紙袋、包装紙、はがき、封筒、シュレッダーした紙 トイレットペーパーの芯	【対象外】 防水加工や、アルミ等でコーティングされているものや 汚れているもの、臭いが残っているもの ⇒ 「 燃やすごみ 」へ
衣類・布	【対象物】 きれいな状態の衣類、吸水性のある布類 上着、ズボン、スカート、スカーフ、タオルなど	【対象外】 ダウンジャケット、コート類革ジャンなど 下着類、靴下、雑巾など ⇒ 「 燃やすごみ 」へ 吸水性のないもの(カーテン、レース地の布)
危険ごみ	【対象物】 爆発や発火の危険性があるもの ライター、スプレー缶、 電池(乾電池、充電式、ボタン電池)、モバイルバッテリーなど 有害なもの 水銀入りの蛍光灯、蛍光管、体温計など	【対象外】 LEDの電球や白熱球など ⇒ 「 燃やさないごみ 」へ
缶	【対象物】	【対象外】
ビン	水でゆすいだ飲み物のビン・缶 缶詰の缶、ジャムやつゆ・たれのビンはきれいにゆすいでから出す	洗っても落ちない油類のビン ⇒ ビン へ キャップや王冠 ⇒ 「 燃やさないごみ 」へ

粗大ごみ(主なもの)



これらのごみは受け入れられませんので、取扱店等にご相談ください。



広告

エコマル HP80

自然環境との調和

株式会社まるやま たね

モットイナイ 10
ものを大切にしようと思ひ、そのものを作ってくれた人達や、自然の恵みに感謝する

マテリアルリサイクル 20
使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、リサイクルして、新しい製品の材料もしくは原料にする

0289-62-2685
www.ecomaru.net

株式会社 丸当

聖

エコアクション21

創業以来、しっかりリサイクル。
■金属 買取

廃棄物のご相談は是非とも当社に!!

産業廃棄物収集運搬業……………栃木県 0900043865
一般廃棄物収集運搬業……………鹿沼市第 86 号

鹿沼市下石川732-22(免許センター近く)
☎(0289)72-1561

もっと快適な清潔さを創造する
松山のクレンリネスシステム

CLEAN & REFRESH

総合ビル管理
株式会社 松山環境美化

建築物清掃
ジュータンクリーニング
一般廃棄物収集運搬
産業廃棄物収集運搬

〒322-0005 栃木県鹿沼市御成橋町1丁目2019-16
☎(0289)65-5358

住まいとくらし



黒川西側 家庭ごみの分け方・出し方

2024年4月
問い合わせ先: 鹿沼市環境クリーンセンター
TEL 0289-64-3241

ペットボトル	燃やすごみ	その他プラスチック製容器包装	新聞紙・雑誌類・ダンボール・衣類・布	燃やさないごみ	缶	ビン	危険ごみ
毎週	毎週	毎週	第1・第3	第2・第4	第3以外の	第3	第3
月	火金	水	水	水	木	木	金
曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日
コンテナ容器 (水でゆすぐ)	鹿沼市指定袋 生ごみ 燃やすごみ以外の木の枝・葉・草 45kg以下の透明か半透明の袋 ひもでしばる	透明または半透明の袋 (水でゆすぐ) 弁当 カップ 食品トレイ 菓子袋 汚れているものは燃やすごみ	ひもで十文字に縛る。小さいものは透明または半透明の袋 ダンボール 雑誌・本 新聞紙 雑古紙 雨天時は出さない 汚れているものは燃やすごみ	透明または半透明の袋 傘(布を外して燃やすごみ) 菓子缶 鍋 食器類 小型の家電製品 家電製品のコードは必ず切ってください。コードがついたままだと機械に絡まり、故障してしまいます。コードも燃やさないごみの日。	コンテナ容器 (水でゆすぐ) 缶 ビン	コンテナ容器 (水でゆすぐ) ビン (フタははずす) 中身を空にし、水洗いする	コンテナ容器または代わりの容器 ライター(使い切った) 水銀入り製品(体温計、血圧計等) 蛍光灯、蛍光管(水銀入) 乾電池 ボタン電池 充電式電池 スプレー缶(穴をあける) モバイルバッテリーなど 危険ごみは5品目でそれぞれ分けてください。

※当日の朝8:30までにごみステーションにお出してください。

- ・祝日は問わず、月のはじめの曜日が第1です。
- ・祝日もごみステーション収集を行います。(土日、年末年始は収集を行いません。市HP等をご確認ください。)
- ・分別ができていないものは収集出来ません。正しく分別し直して、次回の収集日に出してください。

直接クリーンセンターにごみを持ち込む場合		直接クリーンセンターへ持ち込む際の料金		
持ち込める曜日	搬入時間	区分	品目	料金
月曜、木曜(祝日除く)	8:30~11:50 13:00~16:20	下記以外の家庭ごみ	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、危険ごみ、資源ごみ	250円/10kg ※10kg未満も有料
毎月第三日曜日	8:30~12:00	処理困難物の一部	健康器具、スプリング入りマットレス・ソファ、電動自転車など	300円/10kg ※10kg未満も有料
		特定家電	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	1,500円+リサイクル料金
		動物の死体	犬、猫など	無料



黒川東側 板荷地区 家庭ごみの分け方・出し方

2024年4月
問い合わせ先: 鹿沼市環境クリーンセンター
TEL 0289-64-3241

燃やすごみ	ペットボトル	その他プラスチック製容器包装	燃やさないごみ	新聞紙・雑誌類・ダンボール・衣類・布	危険ごみ	缶	ビン
毎週	毎週	毎週	第1・第3	第2・第4	第3	第3以外の	第3
月木	火	水	水	水	木	金	金
曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日
鹿沼市指定袋 生ごみ 燃やすごみ以外の木の枝・葉・草 45kg以下の透明か半透明の袋 ひもでしばる	コンテナ容器 (水でゆすぐ) ペットボトル(つぶさなくても出せます) ラベル、キャップは「その他プラ」	透明または半透明の袋 (水でゆすぐ) 弁当 カップ 食品トレイ 菓子袋 汚れているものは燃やすごみ	ひもで十文字に縛る。小さいものは透明または半透明の袋 ダンボール 雑誌・本 新聞紙 雑古紙 雨天時は出さない 汚れているものは燃やすごみ	透明または半透明の袋 傘(布を外して燃やすごみ) 菓子缶 鍋 食器類 小型の家電製品 家電製品のコードは必ず切ってください。コードがついたままだと機械に絡まり、故障してしまいます。コードも燃やさないごみの日。	コンテナ容器または代わりの容器 ライター(使い切った) 水銀入り製品(体温計、血圧計等) 蛍光灯、蛍光管(水銀入) 乾電池 ボタン電池 充電式電池 スプレー缶(穴をあける) モバイルバッテリーなど 危険ごみは5品目でそれぞれ分けてください。	コンテナ容器 (水でゆすぐ) 缶 ビン	コンテナ容器 (水でゆすぐ) ビン (フタははずす) 中身を空にし、水洗いする

直接クリーンセンターにごみを持ち込む場合		直接クリーンセンターへ持ち込む際の料金		
持ち込める曜日	搬入時間	区分	品目	料金
火曜、金曜(祝日除く)	8:30~11:50 13:00~16:20	下記以外の家庭ごみ	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、危険ごみ、資源ごみ	250円/10kg ※10kg未満も有料
毎月第三日曜日	8:30~12:00	処理困難物の一部	健康器具、スプリング入りマットレス・ソファ、電動自転車など	300円/10kg ※10kg未満も有料
		特定家電	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	1,500円+リサイクル料金
		動物の死体	犬、猫など	無料

自宅へのごみの引取りを依頼する場合		区分	品目	料金
手順 ①引取りの予約をする 予約先 TEL0289-64-3362 受付時間: 月曜日~金曜日まで(8:30~17:00) ※12時~13時は、受付できません。 ②シールを購入する ※2024年4月以前にご購入いただいたものも使用できます。 必要な枚数のシールを購入してください。 シールの購入先 市民課、各コミュニティセンター、クリーンセンター ※シールの返品はできません。 ③収集日の朝8:30までに、ごみを出すシールを貼って、指定の場所にお出ください。(家の前など)	粗大ごみ	家具、寝具類、自転車、ストーブ類など	500円/1個	
	処理困難物の一部	健康器具、スプリング入りマットレス・ソファ、電動自転車など	2,000円/1個	
	特定家電	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 (リサイクル料金は、メーカーや品目により異なります)	2,000円/1個 +リサイクル料金	
	動物の死体	犬、猫など	1,400円/1体 道路上の場合は無料	

住まいとくらし

市で受け入れられないごみについて～処理困難物・産業廃棄物など～

パソコンは、メーカーが自主回収します。
各メーカーに回収の申込みをしてください。



▶ お問い合わせ 資源循環課資源循環推進係 (☎64-3241)

し尿の処理

●初めて汲み取りするとき
転居・転入などで初めて汲み取りをするときは、一般廃棄物処理申請書(し尿)を提出してください。用紙は、環境クリーンセンターにあります。

●臨時の汲み取りをするとき
トイレの改修や引越などで臨時に汲み取りをするときは、その3日前までに連絡してください。

●手数料
1本(36リットル)につき400円です。料金は便利な口座振替制度をご利用ください。

▶ お問い合わせ 資源循環課資源循環推進係 (☎64-3241)

生ごみ処理機等設置費補助

「生ごみ」の減量化を図るため、生ごみ処理機およびコンポスト容器を設置する人に対し補助金を交付します。

補助金の交付を受けるには、次の要件が必要です。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している人
- (2) 容器または処理機を有効に活用できる人(生ごみを堆肥化し、花壇や菜園等で有効活用する)
- (3) 市税を完納している方

- 補助金の額
- (1) 生ごみ処理機 購入金額の1/2、上限30,000円(1世帯1台まで)
 - (2) コンポスト容器 購入金額の1/2、1個あたり上限6,000円(1世帯2個まで、100円未満切り捨て)
- ※生ごみ処理機、コンポスト容器ともに購入前の申し込みに限ります。

▶ お問い合わせ 資源循環課資源循環推進係 (☎64-3241)

資源ごみ回収報償金

資源ごみを共同集荷し、市が指定した回収業者に売却した団体に対して、市から報償金を差し上げます。報償金の額は回収重量1kg当り4円です。
※資源ごみとは再利用できるもので、新聞紙、雑誌、ダンボール、ビン類、金属類などです。
※報償金の対象は紙類のみです。

▶ お問い合わせ 資源循環課資源循環推進係 (☎64-3241)

住まいる暮らし

告 白

捨てればごみ!
分ければ資源!!

一般廃棄物収集運搬
有限会社 **ごみやさん**

鹿沼市富岡92-2
TEL 0289-65-5221

産業廃棄物処理
(株)平成リサイクルセンター

お任せ下さい! **安心・安全・機動力**
本社 鹿沼市富岡447 壬生工場
0282-81-0621




〔産業廃棄物処理業許可番号〕
0920128603

※扱い品目(8品目)
木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類



木質燃料チップ
製造・出荷

環境

新エネルギー設備導入費補助

家庭で用いる環境負荷の少ない低炭素化設備の導入を支援するため報奨金を商品券で支給します。

申請をするには次の要件が必要です。

- (1) 新品未使用の低炭素化設備を購入し、設置していること。
- (2) 低炭素化設備を設置した住宅に住所を有し、居住していること。
- (3) 低炭素化設備を設置した住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、自ら居住する部分のみで使用していること。
- (4) 市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

▶ お問い合わせ 環境課環境政策係(☎64-3194)

対象設備	補助金額
太陽光発電	一律 30,000円
リチウムイオン蓄電池	一律 40,000円
電気自動車	一律 80,000円
ZEH住宅(R6年度が最終受付) ※R5年度中に建築した住宅に限る	一律 100,000円

花いっぱい運動推進補助金

対象区域内のプランターや花壇に花を植える事業を実施する団体へ補助金を交付します。

補助金額 対象経費の2分の1以内で上限3万円(千円未満切り捨て)

▶ お問い合わせ 環境課環境保全係(☎65-1064)

家庭用浄水器設置補助

上水道の給水区域外で、市の指定する家庭用浄水器を設置する場合に補助金を交付します。

補助金額 事業費の2分の1以内で上限7万円(千円未満切り捨て)

▶ お問い合わせ 環境課環境保全係(☎65-1064)

野焼きは禁止されています

廃棄物の屋外焼却(野焼き)は原則として禁止されています。また、構造基準を満たさない焼却炉の使用も禁止されています。これに違反すると「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれらの併科」に処せられます。

▶ お問い合わせ 環境課環境保全係(☎65-1064)

光化学スモッグ緊急時の発令

注意報などの発令時にコミュニティセンターや郵便局、駐在所などに立看板を掲出します。

▶ お問い合わせ 環境課環境保全係(☎65-1064)

放射能測定器の貸し出し

空間放射線量測定器の貸し出しをしています。

▶ お問い合わせ 環境課環境保全係(☎65-1064)



人 権

人権啓発・人権擁護

差別や偏見をなくし、人権が尊重される明るくすみよい社会づくりを推進しています。

●人権侵害を受けている人、受ける恐れのある人を擁護しています

人権擁護委員による、人権相談、人権擁護を行っています。

●人権を考える市民のつどい(人権講演会)の開催

人権週間に合わせ、12月に情報センターなどで人権講演会を開催しています。

●人権啓発標語の募集・活用

市民から人権に関する標語を募集し、啓発に活用しています。

▶お問い合わせ 人権・男女共同参画課人権推進係(☎63-8351)

南部地区会館(万町)

同和問題を始めとした人権教育の普及・啓発を行っています。また、人権学習のための講座を開催しています。

- 人権教育指導者専門講座
- 生きがいの集い ●女性の集い ●子どもの集い
- 町別人権学習会 ●趣味の集い ●人権学習総合講座

▶お問い合わせ 南部地区会館(☎65-5764)

隣保館(万町)

地域住民の生活上の各種相談や社会福祉などに関する総合的な事業を行っています。人権尊重の意識と活動を高めるための、啓発・広報活動を行っています。

- 各種相談事業(生活、健康、就労、福祉など)
- 啓発・広報活動事業 ●健康教室
- 高齢者ふれあい事業

▶お問い合わせ 隣保館(☎64-4776)

交通安全対策

高齢者運転免許自主返納支援

運転免許を自主返納した65歳以上の人にリーバス予約バス回数券を交付します。

対象者

全ての運転免許を自主返納した65歳以上の鹿沼市民。

申込方法

ご希望の方は、警察署等で運転免許の自主返納の手続きが済んだら、返納した人本人が、保険証やマイナンバーカード等の本人確認ができる身分証と、栃木県公安委員会が発行する自主返納を証明する書面(申請による運転免許の取消通知)を持参のうえ、鹿沼市役所生活課交通政策係(市役所2階窓口⑧)で申し込みください。

交付内容

リーバス予約バス回数券(1人1回限り)

- 返納時の年齢が75歳未満の方: 11,000円分
- 返納時の年齢が75歳以上の方: 1,100円分

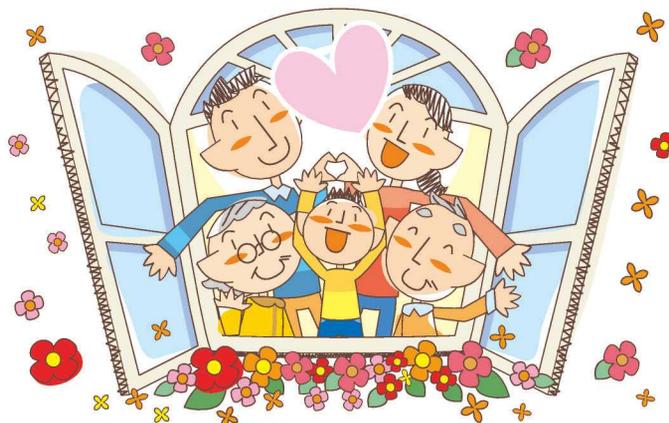
▶お問い合わせ 生活課交通政策係(☎63-2163)

防 犯

防犯灯

町内に防犯灯が必要なときは、自治会長を通して要望してください。

▶お問い合わせ 協働のまちづくり課コミュニティ推進係(☎63-2240)



ペット

犬の登録

犬を飼う場合には必ず、登録してください。犬の死亡や飼主の変更などがある場合は、連絡してください。

お問い合わせ

環境課環境保全係 (☎65-1064)

犬猫の相談

引き取り

新しい飼い主をさがしても見つからず、どうしても飼えなくなった犬猫の引き取りは、県動物愛護指導センターにご相談ください。

県動物愛護指導センター(宇都宮市今宮)

☎028-684-5458

死んだとき

環境クリーンセンター ☎64-3241に直接搬入するか、または引き取りを依頼(有料1,400円/体)してください。

狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受けてください。

お問い合わせ

環境課環境保全係 (☎65-1064)

道路

交通安全施設が必要なとき

市道にカーブミラーなどが必要になった時は、自治会長を通してご相談ください。

お問い合わせ 市維持課道路河川1・2係 (☎63-2222)

道路についての問い合わせ・相談

●道路が崩れている、穴があいている、側溝の蓋が壊れているとき

市道…市維持課道路河川1・2係
国・県道…鹿沼土木事務所保全部

☎63-2222

☎65-3216

●道路との境界を確認したいとき

市道・認定外道路…市維持課路政係
国・県道…鹿沼土木事務所保全部

☎63-2208

☎65-3212

道路を占有するとき

市、国・県道路に工作物や施設を設け、継続して道路を使用する場合は道路管理者の許可が必要です。

市道…市維持課路政係

☎63-2208

国・県道…鹿沼土木事務所保全部

☎65-3212

道路と敷地の関係

建物を都市計画区域内に建築する場合は、4m以上の道路に2m以上敷地が接していなければなりません。4m未満の場合は相談してください。

●お問い合わせ 建築指導課建築指導係 (☎63-2242)



住まいとくらし

広告



Shinohara Animal Hospital しのはら動物病院

地域に根ざし 家族のきずなを大切にします

診療受付	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00 - 11:30	●	—	●	●	●	●	●
15:30 - 18:30	●	—	●	●	●	●	—

平日12:00~15:30は手術

栃木県鹿沼市西茂呂3-55-2

☎0289-74-7855



院長 篠原 雄大

腫瘍科II種認定医
日本獣医がん学会



当院の詳細情報は
ホームページをご覧ください。



Dog Salon AFRO

~当院敷地内に併設しています~

住まい

家を建てる時の手続き

都市計画区域内では建築確認が必要です。家の新築、増築などの工事を始める前に、「確認申請」を提出してください。建築計画が法令に適合していることが確認された後に、「確認済証」が交付されます。

※審査手数料は、建築物の床面積により9千円～56万円です。「確認済証」の交付を受け、工事が始まった段階で、現場の見やすいところに「建築基準法による確認済」を表示してください。

工事が完了したときは「工事完了申請」を提出して、完了検査を受けてください。

●構造・規模が一定規模以上の建築物

中間検査の時期に達したときは「中間検査申請」を提出して、検査を受けてください。

※都市計画区域外でも、土砂災害特別警戒区域内での建築、また構造や規模によっては、確認申請が必要になる場合があります。

※中間検査手数料は、建築物の床面積により1万4千円～39万円。完了検査手数料は、建築物の床面積により1万6千円～47万円です。

📞お問い合わせ 建築指導課建築審査係(☎63-2430)

建築確認申請の際、必要となる手続き (狭あい道路に関する事前協議)

建築確認申請の際、敷地に接する道路が狭あい道路(4m未満の道路)の場合、「鹿沼市狭あい道路の整備および管理に関する指導要綱」に基づく事前協議が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

📞お問い合わせ 建築指導課建築指導係(☎63-2242)

空き家に関すること

●空き家等の適正な管理の推進

空き家等の相談や情報提供を受けた物件については、所有者等に対して助言・指導等の通知を行います。

●空き家バンク制度

市内にある売却・賃貸をしたい空き家等を登録して、利活用希望者を募ります。交渉・契約の仲介は、市内不動産業者を紹介することが可能です。また、利活用希望者情報の登録も行っています。

📞お問い合わせ 建築課空き家対策係(☎63-2243)

空き家に関する支援

●空き家解体補助制度

市内にある空き家等の所有者が「不良住宅」または「特定空家等」に該当する建築物を解体する際に、費用の2分の1以内、上限50万円を補助します。

●空き家バンクリフォーム補助制度

空き家バンク制度に登録されている物件を購入した市外在住者が、転入し定住する目的で住宅をリフォームする際に、費用の2分の1以内、上限50万円を補助します。

※条件によって上限額が加算されることがあります。

📞お問い合わせ 建築課空き家対策係(☎63-2243)

市営住宅

市営住宅に空き家が生じたときは定期的に「広報かめま」、および市ホームページで募集します。募集に合わせて申し込みをしてください。ただし、市営住宅の申し込みには資格要件がありますので事前にご確認ください。

入居資格

- ①住宅を所有していないこと
- ②市税を滞納していないこと
- ③暴力団員ではないこと
- ④所得が一定基準内であること

📞お問い合わせ 建築課住宅係(☎63-2217)

セーフティネット住宅

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅として、住宅セーフティネット法に基づき県が登録を行った民間賃貸住宅です。住宅ごとに条件等がありますので、詳細は以下の専用WEBサイトをご確認ください。

専用WEBサイト:セーフティネット住宅情報提供システム
(<https://www.safetynet-jutaku.jp/>)

📞お問い合わせ 建築課住宅係(☎63-2217)

新婚世帯への住居費用等に関する支援

婚姻と定住を促進し、少子化対策を強化するため、年齢等の要件を満たす新婚世帯に対し、婚姻した年度に支払う住居費用等の一部を補助します。

詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

📞お問い合わせ

子育て支援課子ども支援係(☎63-2160) 2階窓口④



住宅建設(取得)等に関する支援

●住宅リフォーム助成事業

市内事業者による住宅のリフォーム工事費の一部を補助します。

補助金額	リフォーム工事費の10%以内、上限8万円(千円未満切捨)
対象工事	●市内に本社のある法人又は市内に住所を有する個人事業者による、20万円(税込)以上の住宅のリフォーム工事 ※認定申請日において建築後1年を経過している住宅が対象です。(新築、建替え工事は対象外)
注意点	●対象工事は一棟につき1回までです。 ●同一工事での補助金等との併用はできません。 ●工事着工前の認定申請が必要です。その他条件等もありますので、詳細はお問い合わせください。

▶お問い合わせ 建築課住宅係(☎63-2217)

●鹿沼産木材による住宅・店舗等建築助成制度

鹿沼市では鹿沼産木材及び鹿沼産森林認証材を用いて、木造住宅又は、店舗・施設等を新築や増改築、リフォームを行う方を対象に木材使用量に応じて報奨金(商品券)を支給しています。

▶お問い合わせ 林政課木のまち推進係(☎63-2186)

耐震化の相談について

●木造住宅に対する耐震診断、耐震改修補助制度

市では、地震に強い安心安全なまちづくりを推進するため、既存木造住宅の耐震診断士の派遣および耐震改修・建替えに対する補助を行っています。

補助の対象となる住宅(次の要件を全て満たすもの)

- 木造2階建て以下で一戸建ての住宅
- 在来軸組み工法等により建築されたもの
- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

補助金額等

耐震診断士の派遣は、市が対象住宅に耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を実施します。

耐震改修補助は、耐震改修工事の5分の4以内の額。(上限100万円)

建替え補助は、耐震改修工事に要する費用相当分の5分の4以内の額(上限100万円)

▶お問い合わせ 建築指導課建築指導係(☎63-2242)

都市計画

開発行為について

●都市計画区域内

①宇都宮都市計画区域(線引き都市計画区域)

→市街化区域

- 1,000㎡以上の開発行為は市長の開発許可が必要です。

→市街化調整区域

- 原則として開発許可を受けた土地以外は建築が制限されています。(農家住宅などは例外があります)

②栗野都市計画区域(非線引き都市計画区域)

- 3,000㎡以上の開発行為は、市長の開発許可が必要です。

●都市計画区域外

- 10,000㎡以上の開発行為は、市長の開発許可が必要です。

宅地造成工事について

宅地造成等規制法が抜本的に改正され宅地造成及び特定盛土等規制法として、令和5年5月26日に施行されました。

●宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)

令和7年度から盛土規制法による規制が開始されます。

詳しくは栃木県ホームページをご覧ください。

●宅地造成等規制法(旧法)

令和6年度まで経過措置期間として旧法の規制が適用されます。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

▶お問い合わせ

開発許可:都市計画課開発指導係(☎63-2215)

用途地域について

用途地域ごとに建ぺい率、容積率などの規制があります。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

屋外広告物について

栃木県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示の場所、方法や屋外広告物を掲出する物件の設置、管理などについて規制しており、表示にあたっては許可が必要な場合があります。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

鹿沼市景観条例について

景観計画区域内(鹿沼市全域)で一定規模以上の建築物及び工作物の建築、または開発行為を行う場合、鹿沼市景観条例に基づく届出が必要です。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

公有地の拡大の推進に関する法律について

同法第4条第1項に基づき、一定の要件及び規模を満たす土地を取引するときには、市町村長に事前に届出をすることが義務付けられています。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

国土利用計画法について

一定面積以上の土地に関して、売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づく届出が必要です。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

▶お問い合わせ 都市計画課都市計画係(☎63-2209)

土地

公共用地の代替地登録制度

市が公共事業の用地を取得する際に、代替地を希望する人がいます。そのため市では、あらかじめ代替地として利用するために登録する制度を設けています。

公共事業用地の代替地として、土地の登録を希望する人は申請手続きを取るようお願いします。なお、代替地として売却した場合には、最高で1,500万円までの所得控除が受けられます。

代替地の条件

- ①原則として、1区画の面積が200㎡以上で公道に接していること。
- ②地上権・永小作権などの権利が設定されていないこと。

▶ お問い合わせ 整備課用地・地籍係 (☎63-2227)

農地

農地の売買、貸し借りをするときは

法に基づく手続きが必要なため、農業委員会へご相談ください。

農地を他の用途に転用するときは

市街化区域内

農地転用の届出書を提出してください。なお、1,000㎡以上の開発行為を伴うときは、開発許可も必要ですので都市計画課開発指導係 (☎63-2215) へお問い合わせください。

その他の区域

農地転用の許可申請書を提出し農業委員会の許可を受けてください。なお、農業振興地域の農用地区域内農地はあらかじめ農用地区域の除外が必要になりますので、農政課農政係 (☎63-2191) へお問い合わせください。

また、開発行為を伴う申請は、開発許可の申請などが必要となります。

▶ お問い合わせ 農業委員会事務局 (☎63-2184)

森林

森林を伐採するときは

森林法第10条の8の規定により立木の伐採前に届出が必要になります。また、伐採終了後や森林以外の用途の完了の際にも再度届出が必要となります。伐採後、森林以外の用途に使用し、1.0ha (太陽光発電の場合は0.5ha) を超える場合は、下記の林地開発になる可能性がありますのでご注意ください。

森林の所有者が変わったときは

個人・法人を問わず売買や相続等により「地域森林計画対象民有林」に指定されている土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地の売買契約の届出をしている方は対象外になります。

林地開発について

1haを超える森林開発 (太陽光発電設備の設置を目的とするときは0.5haを超える森林開発) には、森林法第10条の2の規定により、市長の開発許可が必要です。

▶ お問い合わせ 林政課木のまち推進係 (☎63-2186)

